

令和6年（第1回定例会）

観光建設水道委員会 会議録

令和6年3月6日

観光建設水道委員会 会議録

○開会日時 令和6年3月6日(水)

開議 午前10時00分 閉議 午前11時23分

○開会場所 市議会 第2委員会室

○出席委員(8名)

委員長 穴井 宏二 副委員長 小野 正明

委員 石田 強 委員 美馬 恭子

委員 森 大輔 委員 加藤 信康

委員 市原 隆生 委員 松川 峰生

○欠席委員(なし)

○委員外議員出席者(なし)

○執行部出席者(16名)

観光・産業部長 日置 伸夫 公営事業部長 上田 亨

建設部長 山内 佳久 建設部次長 渡邊 克己

上下水道局長 松屋 益治郎 観光課長 牧 宏爾

温泉課長 樋田 英彦 温泉課参事 河野 文彦

産業政策課長 大町 史 農林水産課長 塩出 政弘

公営競技事務所長 山 本 直 樹 公営競技事務所参事 松 本 弘 次
 都市計画課長 籠 田 真 一 郎 都市整備課長 山 田 栄 治
 施設整備課長 登 根 澄 上下水道局総務課長 田 原 誠 士

○議会事務局出席者

課 長 中 村 賢 一 郎 係 長 甲 斐 俊 平
 主 事 定 宗 隆 一 郎

○付託議案及び審査結果等

付 託 議 案		審 査 結 果
議第1号	令和5年度別府市一般会計補正予算（第12号） 関係部分	全員一致による 原案可決
議第3号	令和5年度別府市競輪事業特別会計補正予算 （第4号）	全員一致による 原案可決
議第5号	令和5年度別府市水道事業会計補正予算（第1号）	全員一致による 原案可決
議第6号	令和5年度別府市公共下水道事業会計補正予算 （第1号）	全員一致による 原案可決
議第29号	別府市風致地区内における建築等の規制に関する条例 の一部改正について	全員一致による 原案可決
議第30号	別府市営店舗の設置及び管理に関する条例の一部改正 について	全員一致による 原案可決
議第31号	別府市空家等対策条例の一部改正について	全員一致による 原案可決
議第32号	別府市下水道条例の一部改正について	全員一致による 原案可決
議第33号	訴えの提起について	全員一致による 原案可決
議第34号	訴えの提起について	全員一致による 原案可決

議第35号	指定管理者の指定期間の延長について	全員一致による 原案可決
議第36号	指定管理者の指定期間の延長について	全員一致による 原案可決
議第46号	市道路線の認定及び廃止について	全員一致による 原案可決

○会議録 別紙のとおり

以上のとおり、本顛末に相違ないことを証明し、ここに記名押印する。

令和6年3月6日

観光建設水道委員会

委員長 穴井 宏 二

観光建設水道委員会 会議概要

○開議：10時00分

○穴井委員長

ただいまから、観光建設水道委員会を開会いたします。

当委員会に付託を受けました議案は、議第1号令和5年度別府市一般会計補正予算（第12号）関係部分ほか12件でございます。

審査はお手元に配付しております議案の審査順序表の記載順により、各課から説明を受け、質疑を行い、採決いたしますのでよろしくお願いいたします。

まず初めに、公営競技事務所関係議案の審査を行います。

議第3号令和5年度別府市競輪事業特別会計補正予算（第4号）について、当局から説明願います。

○上田公営事業部長

本日御審議をいただきます公営事業部関係議案は、議第3号令和5年度別府市競輪事業特別会計補正予算（第4号）の1議案でございます。

議案の詳細につきましては、公営競技事務所長より御説明させていただきますので、委員の皆様、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○山本公営競技事務所長

それでは、今回提出いたしております議第3号令和5年度別府市競輪事業特別会計補正予算（第4号）につきまして御説明をさせていただきます。

令和5年度別府市競輪事業特別会計補正予算書17ページをお開きください。

まず、歳入でございます。

開催売上額を17億4,410万円増額し、補正後、車券発売金の額を376億8,600万円とするものであります。12月議会において、普通競輪の今年度売上見込みを、前期の売上げが当初予算比で約11ポイント増であったことにより、40億1,410万円増額させていただきましたが、12月以降の売上げがその見込みを上回ったことに伴う増額でございます。

続きまして、18ページの歳出でございます。

18ページをお開きください。

事業番号3405、普通競輪に要する経費の追加額としまして16億9,775万8,000円を計上させていただいております。内容といたしましては、売上げ増加に伴います各種開催経費でございます。

19ページをお開きください。

予備費につきましては、補正要求後の調整額として4,634万2,000円の増額を計上させていただいております。

以上、簡単ではございますが、議第3号関係部分の説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○穴井委員長

以上で、当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言をお願いします。

○石田委員

18ページの12の場外車券発売受託団体委託料というのは、サテライト宇佐だけなんですか。それともほかの競輪場も全部なんですか。

○山本公営競技事務所長

委託料の分、場外車券の発売受託団体委託料の部分につきましては、場外発売の委託をしております全国の競輪場のサテライトの委託料であります。

○石田委員

分かりました。

○穴井委員長

よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり。)

質疑もないようでありますので、これより採決を行います。

議第3号令和5年度別府市競輪事業特別会計補正予算(第4号)について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

御異議なしと認めます。

よって、議第3号については原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、公営競技事務所関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

休憩：10時04分

再開：10時05分

○穴井委員長

再開いたします。

次に、観光課関係議案の審査を行います。

議第1号令和5年度別府市一般会計補正予算(第12号)観光課関係部分について、当局から説明願います。

○日置観光・産業部長

今回、観光産業部におきましては、観光課、温泉課、産業政策課及び農林水産課から議案を提出させていただいておりますので、何とぞ慎重審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○牧観光課長

議第1号令和5年度別府市一般会計補正予算(第12号)観光課関係部分について御説明させていただきます。座って説明させていただきます。

予算説明書の5ページをお願いいたします。

繰越明許費補正の第2表の1、事業名の志高湖野営場整備事業3,078万2,000円でございます。これにつきましては、整備に係る電線ケーブルの納期の遅延により年度内完了が困難となったため、繰越しをお願いするものでございます。

以上で、観光課関係部分の説明を終わらせていただきます。
御審議のほどよろしく申し上げます。

○穴井委員長

以上で、当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。

（「なし」と発言する者あり。）

別に質疑もないようでありますので、これより採決を行います。

議第1号令和5年度別府市一般会計補正予算（第12号）観光課関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

御異議なしと認めます。

よって、議第1号観光課関係部分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、観光課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

休憩：10時07分

再開：10時08分

穴井委員長

再開いたします。

次に、温泉課関係議案の審査を行います。

議第1号令和5年度別府市一般会計補正予算（第12号）温泉関係部分、議第35号指定管理者の指定期間の延長について及び議第36号指定管理者の指定期間の延長についての以上3件について、当局から一括して説明願います。

○樋田温泉課長

まず、議案書60ページをお開きください。

60ページから61ページの議第35号、36号指定管理者の指定期間の延長についての2件について、一括して御説明をいたします。

議第35号、36号の2件は、いずれも地方自治法第244条の2第5項の規定に基づき指定管理者の指定期間を延長するに当たり、同条第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議第35号は、柴石温泉・浜田温泉・亀陽泉3施設で形成する柴石温泉グループを現行の指定管理者である一般財団法人別府市総合振興センターに、また議第36号は、堀田温泉を現行の指定管理者であります一般財団法人別府市総合振興センターに引き続き行わせようとするため、指定期間を延長するものでございます。

指定管理者公募において、4施設をグループとして公募を実施しましたが、応募がなかった経緯から、施設の休業等を招かないよう、これまで様々な可能性を模索してきました結果、現在4施設の指定管理者である一般財団法人別府市総合振興センターに1年の期間延長により管理を行わせようとするものでございます。

延長する指定する期間としましては、堀田温泉並びに柴石温泉グループともに令和3年4月1日から令和6年3月31日までから、令和3年4月1日から令和7年3月31日までに延長す

るものでございます。

続きまして、予算書7ページをお開きください。

第3表の1の柴石温泉ほか2施設並びに堀田温泉の指定管理料です。これは先ほど御説明させていただきました議第35号、36号指定管理者の指定期間の延長についての議決をいただきましたら、指定管理者と協定を締結することとなりますが、1年の延長期間である令和6年度の指定管理料について、債務負担行為額を定めようとするものでございます。

次に、37ページ、事業番号1014、温泉総合管理に要する経費についてです。

これは、各泉源施設等で使用する光熱水費について、昨今の燃料費等の高騰に伴う経費の増加を当初見込んでおりましたけれども、電気代高騰に対する国の補助金等の施策により当初の見込みより減額が見込まれるため、578万4,000円の減額補正を行うものであります。

以上で、温泉課関係部分の説明を終わらせていただきます。

○穴井委員長

以上で、当局の説明は終わりました。

質疑のある方は御発言を願います。

○美馬委員

指定管理者の応募がなかったということで、延長ということなんですけれども、それ以降については何か積極的に動こうとされているのでしょうか。

○河野温泉課参事

今回、1年間の期間延長というようなことでお願いをさせていただいておりますが、再度公募に向けて準備をしていくようにしておりますが、引き続き今後ちょっとまた精査していきたいと考えております。

○穴井委員長

よろしいですか。

○小野委員

そもそも応募がなかった原因は、温泉課としてどう捉えているのか、今後またそういうことが続いたら、今回はたまたまというか振興センターにお願いできたけども、今後はちょっと大問題になる可能性があるんで、その辺はどう考えてるのか。

○河野温泉課参事

応募がなかった理由でございますが、原価・経費の高騰であったり人手不足というようなことが一番大きな要因ではないかというように温泉課では分析をしております。その点も含めまして、公募で事業者が参加しやすい環境を整えてまいりたいと考えております。

○穴井委員長

よろしいですかね。

○小野委員

私、前から言ってるように、市営温泉の指定管理ってちょっと無理があるような気がするんですね。指定管理者制度そのものをもう一回温泉課として考え直して、例えばもう施設そ

のまま貸出しするとか、そういうことも含めて、根本的に考え直す時期じゃないかなと思ってますんで、その辺はお願いをしておきます。

○穴井委員長

ほかにございませんか。

(「なし」と発言する者あり。)

ほかに質疑もないようでありますので、これより採決を行います。

初めに、議第1号令和5年度別府市一般会計補正予算(第12号)温泉関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

御異議なしと認めます。

よって、議第1号温泉関係部分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第35号指定管理者の指定期間の延長について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

御異議なしと認めます。

よって、議第35号については原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第36号指定管理者の指定期間の延長について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

御異議なしと認めます。

よって、議第36号については原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、温泉課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

休憩：10時14分

再開：10時16分

○穴井委員長

再開いたします。

次に、産業政策課関係議案の審査を行います。

議第1号令和5年度別府市一般会計補正予算(第12号)産業政策課関係部分について、当局から説明願います。

○大町産業政策課長

それでは、議第1号令和5年度別府市一般会計補正予算(第12号)産業政策課関係部分について御説明をいたします。

初めに、歳出から御説明いたします。

予算書の21ページをお開きください。

事業番号0154、企業誘致推進に要する経費について、補助金申請件数の実績に基づき、不用額の合計2,390万6,000円を減額するものでございます。このうち、サテライトオフィス等整備促進事業補助金1,000万円の減額につきましては、2分の1に当たる国庫補助分を減額するため、予算書の12ページをお開きください、歳入の1目、総務費国庫補助金のデジタル田

園都市国家構想交付金の500万円を減額するものでございます。

次に、36ページをお開きください。

事業番号0426、中小企業事業資金等融資に要する経費について、信用保証料補給制度の申請件数の実績に基づき、信用保証料補給金577万9,000円の不用額を減額するものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○穴井委員長

以上で、当局の説明は終わりました。

質疑のある方は御発言を願います。

○松川委員

事業番号0426ね、中小企業事業資金等融資に要する経費の減額なんだけども、およそ今のくらの申請があって、どのぐらいに融資の補助をしてる件数があるんかね。

○大町産業政策課長

件数ですね。お答えいたします。

融資状況ですが、令和4年度の決算のほうは、中小企業の合理化貸金が1件、それから中小企業の経営安定資金はありません。あと中小企業の開業資金のほうは5件ということで、そういった実績になっております。

○松川委員

思ったより少ないんだなと思うけん、それだけ皆さん困ってないのかなと思うことと、状況的にもいろいろなものが値上がり等してるんで、そういう融資の申込みはもう少しあったかなと思って質問したんだけど、今後ともしっかり中小企業の皆さんにこういう制度があるということを知らせることを努力してください。

以上、それだけです。

○加藤委員

1日前のサテライトオフィスの議案質疑で、減額補正の理由は大体分かりました。ただ耐震ができていなかったから駄目だったのか、実際にPRが少なかったのか、それか申請者がいなかったのか、そのPRも一体どこにしているのか、そこら辺がちょっとやっばまだ分からないですけど。耐震じゃなかったから適用されなかったというのは、逆に言えば、あんまりいい理由じゃないですよ。そういうところを探せばいいわけであって、それはやっぱりちゃんとしててもらいたいな。あまりにも減額が多いなって気がします。やっぱりPRをどこにしていくなというのと、申請してもらうためにはそれなりの土台はつくっておかないけない。ただ、事業を起こしたから、何でもかんでもいいですよというわけにはいかないなという気がします。だから、そこら辺の考え方が、もしあればお願いしたい。

○大町産業政策課長

お答えいたします。

まず耐震のことでございますが、申込みがあったのは自社ビルではなく、借りてる方が申込みをされた状況でした。結局、自社ビルのほう、やはり私たちも交付金を補助金として活用する以上、一定の条件というのはどうしても必要なこととなりますので、やはり耐震性の

担保、安心・安全の担保ということは必要ということで、そこを外すということは難しかったです。

持ち主さんに、この補助金を申請したい方が持ち主さんに耐震をしていただけるんですかというふうをお願いをしたそうですが、耐震化についてはうちが、特に補助金を持ってませんので、やはり住民のお持ちの方は、自分のところを耐震してまで借主さんがうちに補助金を申請して、整備をするというふうにはなかなかうまいこと話がいかなかったというのが、この詳しい話でございます。

あと、サテライトオフィスの補助金については、ホームページのほうのPR、そしてそういったものに適合するようないかなるところがないかというふうに不動産の会社に係員たちが回って情報共有、状況提供等の努力をしてきましたが、なかなか実際の申請に結びつかなかったというのが実情でございます。

○加藤委員

こういう結果になって、また次年度に続けるわけなんで、できなかったところはしっかりと修正をして、やっぱり予算組んだ以上それにできるだけ近づくような努力をしていただきたいなと思います。

○穴井委員長

ほかに質疑ありませんでしょうか。

(「なし」と発言する者あり。)

別に質疑もないようでありますので、これより採決を行います。

議第1号令和5年度別府市一般会計補正予算産業政策課関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

御異議なしと認めます。

よって、議第1号産業政策課関係部分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、産業政策課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

休憩：10時23分

再開：10時24分

○穴井委員長

再開いたします。

次に、農林水産課関係議案の審査を行います。

議第1号令和5年度別府市一般会計補正予算(第12号)農林水産課関係部分について、当局から説明願います。

○塩出農林水産課長

それでは、議案第1号令和5年度別府市一般会計補正予算(第12号)のうち、農林水産課関係部分の御説明をいたします。

繰越明許費の補正について御説明をいたします。

予算書の5ページを御覧ください。

農業用施設整備事業に関わる農業用施設整備事業負担金150万円を翌年度へ繰り越すものでございます。本事業は、大所地区の農業用水路の工事を大分県が実施するものでございます。

繰越理由といたしましては、防衛省の所管する十文字原演習場敷地内が工事現場であり、自由に立入りができないなど、協議等に時間を要したことによるものでございます。

次に、その下を御覧ください。

農業基盤整備促進事業に係る工事の一部2,039万8,000円を翌年度へ繰り越したものでございます。本事業は、内成地区農業の基盤である水路の整備をするものでございます。

繰越理由といたしましては、各農地及び水路関係者との現地立会いの日程調整及び仮設道路計画の協議などに時間を要したことによるものでございます。

次に、同ページの下から2段目を御覧ください。

農林水産業施設災害復旧事業の一部、257万7,000円を翌年度へ繰り越すものでございます。復旧箇所の繰越分につきましては、内成2か所、内籠1か所でございます。

繰越理由といたしましては、山間地域で工事の施工が困難な時期があり、また、地権者との現地立会いの日程調整及び協議に時間を要したことによるものでございます。

また、今回の繰越分全ての工期につきましては、営農に影響のないような予定になっております。

以上で、農林水産課関係部分の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○穴井委員長

以上で、当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言を願います。

(「なし」と発言する者あり。)

別に質疑もないようでありますので、これより採決を行います。

議第1号令和5年度別府市一般会計補正予算(第12号)農林水産課関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

御異議なしと認めます。

よって、議第1号農林水産課関係部分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、農林水産課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

休憩：10時27分

再開：10時28分

○穴井委員長

再開いたします。

次に、都市計画課関係議案の審査を行います。

議第1号令和5年度別府市一般会計補正予算(第12号)都市計画課関係部分、議第29号別府市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正について及び議第31号別府市空家等対策条例の一部改正についての以上3件について、当局から一括して説明願います。

○山内建設部長

それでは、建設部からは、先ほども説明ございましたとおり、都市計画課をはじめ3課より議案のほうを提出させていただいております。

なお、予算議案以外では都市計画課、都市整備課、施設整備課より提出させていただいておりますので、何とぞ御審議のほどよろしくお願いいたします。

それでは、都市計画課長のほうから説明いたします。

○籠田都市計画課長

議第1号別府市一般会計補正予算(第12号)関係部分につきまして説明させていただきます。

最初に、歳出補正予算につきまして御説明いたします。

予算書の38ページをお開きください。

事業番号1026、住宅等耐震診断・耐震改修等に要する経費の減額として880万円を減額するものであります。木造住宅耐震改修等補助金について、見込みより申請が少なかったことによる減額でございます。

次に、事業番号1202、空き家対策に要する経費の減額として296万3,000円を減額するものであります。空き家利活用補助金について、見込みより申請が少なかったことによる減額であります。

続きまして、歳入補正予算について説明させていただきます。

予算書の13ページをお開きください。

社会資本整備総合交付金の減額としまして350万円を減額するものであります。内容につきましては、木造住宅耐震改修等補助金の減額に伴う国の交付金の減額でございます。

予算書の15ページをお開きください。

土木費県補助金におきまして、木造住宅耐震化促進事業費補助金の減額として265万円、空き家利活用事業費補助金の減額として148万1,000円を減額するものであります。先ほどの歳出の減額に伴う、県の補助金の減額でございます。

続きまして、繰越明許費補正について説明させていただきます。

予算書の6ページをお開きください。

南部振興事業の楠銀天街のアーケード撤去事業について、1,218万円の繰越しを行うものでございます。

続きまして、議第29号別府市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正について説明させていただきます。

議案書の51ページをお開きください。

漁港漁場整備法が、漁港及び漁場の整備等に関する法律に題名が改められたことによる改正でございます。

続きまして、議第31号別府市空家等対策条例の一部改正について説明させていただきます。

議案書の53ページをお開きください。

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正により、管理不全空家等に関する規定が定められたことなどに伴う改正でございます。

以上、都市計画課の関係部分の議案につきまして御説明させていただきました。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○穴井委員長

以上で、当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言をお願いします。

○美馬委員

耐震診断に関しても減額されているんですけども、この数が減った理由というか、そういうのは何か把握されておりますか。

○渡邊建設部次長

これまでの実績としましては、平成28年、熊本地震が発生したときがピークで、それから確かに数は先細りしているような状況でございます。ですが、実際、今回能登半島地震の影響で、現在問合せも増えているような状況でございます。

何で数が減ってるかというふうなことで、耐震の診断はされたが実際に改修はされていないというふうな方に聞き取りを行った結果、やはり一番の原因というのがやっぱり高齢化で、もうあと自分が何年住めるか分からないようなところに、こんな大金はかけられないというふうなお話がやっぱり一番多いですね。実際、今物価高騰している影響もあるし、なかなか住宅でするので住みながらの改修というふうなことも、ひとつネックになっているような聞き取りの結果ですけど、そういうふうなお話を聞いております。

○穴井委員長

ほかに質疑はありませんでしょうか。

(「なし」と発言する者あり。)

ほかに質疑もないようでありますので、これより採決を行います。

初めに、議第1号令和5年度別府市一般会計補正予算(第12号)都市計画課関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

御異議なしと認めます。

よって、議第1号都市計画課関係部分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第29号別府市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

御異議なしと認めます。

よって、議第29号については原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第31号空家等対策条例の一部改正について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

御異議なしと認めます。

よって、議第31号については原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、都市計画課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

休憩：10時35分

再開：10時36分

○穴井委員長

再開いたします。

次に、都市整備課関係議案の審査を行います。

議第1号令和5年度別府市一般会計補正予算(第12号)都市整備課関係部分及び議第46号市道路線の認定及び廃止についての以上2件について、当局から一括して説明願います。

○山田都市整備課長

議第1号令和5年度別府市一般会計補正予算(第12号)都市整備課関係部分について御説明させていただきます。

初めに、歳入について御説明いたします。

予算書の13ページをお開きください。

4目土木費国庫補助金、道路橋りょう費補助金、社会資本整備総合交付金の減額として700万円、道路メンテナンス事業費補助金の減額として1,292万2,000円、また道路交通安全施設等整備事業費補助金の追加額としまして9,695万4,000円を計上いたしております。これにつきましては、国の交付金額の決定によるものでございます。

続きまして、14ページをお願いいたします。

1目総務費県負担金、統計調査費負担金、地籍調査費負担金の減額としまして573万3,000円を計上いたしております。これにつきましても、交付金額の決定によるものでございます。

続きまして、19ページをお開きください。

6目土木債、道路橋りょう債、地方道路整備事業債の追加額として6,410万円を計上いたしております。これにつきましては、国の交付金額の決定によるものでございます。

その次にあります河川債県施工砂防費負担金事業債の追加額1,300万円、これにつきましては、国の補正を含めた県の事業費の変更によるもので、次の港湾債、国直轄港湾工事負担金事業債の減額2,400万円につきましては、国の事業費の変更によるものでございます。

以上、こちらの地方債につきましては、前に戻っていただきますが8ページをお開きください、8ページの地方債補正といたしまして、第4表の2、1行目から3行目に同額を計上いたしております。

次に、歳出について御説明をさせていただきます。

26ページをお願いいたします。

まず、事業番号1044、地籍調査に要する経費の減額としまして、委託料764万4,000円を計上いたしております。これにつきましては、交付金額の決定によるものでございます。

続きまして、39ページをお願いいたします。

事業番号0456、市街灯管理に要する経費の減額としまして1,353万4,000円を計上いたしております。光熱水費1,353万4,000円につきまして、該当の電気料金について、国の価格激変緩和対策補助導入前の補助の導入前の見込みで当初予算を計上していたため、減額するものでございます。

次に、事業番号1045、地方道路整備交付金事業に要する経費の追加額1億6,228万円、これにつきましては、国の補正予算により、国庫支出金が追加交付されたことによるものでございます。

次に、事業番号1059、橋りょう長寿命化に要する経費の減額2,349万円でございます。これにつきましては、国の交付金額の決定によるものでございます。

続きまして、40ページをお願いいたします。

事業番号0461、県施工負担金の追加額1,227万円、これにつきましては、県施工分の増加による負担金の増額でございます。

続きまして、41ページをお願いいたします。

事業番号1001、国直轄事業負担金の減額4,025万円でございます。これにつきましては、国直轄港湾工事費の額の変更によるものでございます。

続きまして、繰越明許費について御説明をさせていただきます。

前に戻っていただきますが、5ページをお願いいたします。

繰越明許費の補正といたしまして、9款土木費の道路橋りょう費、道路維持事業において3,361万5,000円、下水道費、水道整備事業において2,508万4,000円を、12款の公共土木施設災害復旧事業において3,419万1,000円を、次の6ページになりますが、9款土木費、道路橋りょう費、地方道路整備事業におきまして、補正前1億5,820万円に先ほどの1045事業の補正額1億9,308万円を足した3億5,128万円を繰越計上するものでございます。

続きまして、議第46号の市道路線の認定及び廃止について御説明をさせていただきます。

議案書の97ページをお願いいたします。

新たに認定をする路線が21路線、廃止をする路線が10路線でございます。まず、認定路線の1番目、中島町1号線から2ページの1番目の中原7号線では、開発行為による帰属による認定でございます。

2ページ目の2番目、向原6号線、それと3番目の向原7号線、これにつきましては、寄附行為による認定となります。

1つ飛ばしまして上から5番目の菖蒲田1号線、それとその次の八石荷戸2号線は、起終点の変更による認定でございます。

2ページ目、上から4番目、明礬内山線、それと、上から7番目の本村6号線から3ページ目、2番目、板地向原線につきましては、県道の整備工事に伴いまして市道の起終点の変更となりますので、そのための認定でございます。

3ページ目、3番目、古屋敷22号線、次の4番目、小倉11号線、これにつきましては寄附行為による認定でございます。

続きまして、廃止路線の御説明をさせていただきます。

3ページ目の下段を御覧ください

1番目の明礬内山線と4番目の本村6号線から4ページ、5番目の板地向原線につきましては、県道の整備工事に伴う市道の起終点の変更による廃止でございます。

3ページに戻っていただきまして、下段の2番目、菖蒲田1号線、3番目の八石荷戸2号線、これにつきましては、起終点の変更による廃止となります。

以上で説明を終わります。何とぞ御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○穴井委員長

以上で、当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言を願います。

○加藤委員

地籍調査費、ちょっと減額になってるんですけど、ちなみにです、現状のその対象地域と計画の進捗率、それをちょっと教えてください。

○山田都市整備課長

お答えいたします。

地籍調査につきましては、現在東山地区と内成地区を行っております。平成23年から各地区を行っております、進捗については全体的なところはありますが、今東山地区については133ヘクタールありまして、内成地区につきましては51ヘクタールを対象としてます。

減額については、交付金額が要望額を下回ったため、補正をするものでございます。

○加藤委員

減額がどこまであるか分からないですけど、今やってる山間部だけで、いつ頃終わりそうかという予定はわかりますか。これ、ただらとやってもしょうがないなと思うんですけど、非常にお金もかかったり時間もかかることなんですけども、現状では15年後なのか20年後なのか、分かれば。

○穴井委員長

分かりますか。

○山田都市整備課長

今、山間部全体のお話かと思うんですが、先ほど言いました東山地区、内成地区をやってまして、これもまだ相当年数がかかると見込んでます。かなり広範囲で、地権者も多かったり分からなかったりも当然ありますので、ちょっとすみません、山間部全体の最終年度というところの見込みまでは、現時点で想定ができておりません。

○加藤委員

自治体運営するに当たって、その個々人の土地の把握するというのは非常に根幹になるなと思ってます、市税も含めてね。どんどん所有者が相続を放棄したりとかいうのがあって、非常に調査は難しいでしょうけども、やっぱり気持ちがないと終わらないと思うんですよ。どんどんどんどん難しくなっていく。そして今山間部ですけど、市街地に何かまだできてない部分等もいっぱいありますわね。そこにまだ行き着かないというのが、非常に残念だなと思ってます。金は確にかかるとはしょうけど、早く終わらせる努力をしていかないと、市民もこれから困っていくでしょうし、市の運営的にも、どうするのこの土地というのがどんどんできてくるなって気がしますので、そこら辺は気合を入れてお願いしたいなということをや望として終わりたいと思います。

○穴井委員長

ほかにございませんでしょうか。

(「なし」と発言する者あり。)

ほかに質疑はないようでありますので、これより採決を行います。

初めに、議第1号令和5年度別府市一般会計補正予算(第12号)都市整備課関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

御異議なしと認めます。

よって、議第1号都市整備課関係部分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第46号市道路線の認定及び廃止について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

御異議なしと認めます。

よって、議第46号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、都市整備課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

休憩：10時48分

再開：10時49分

○穴井委員長

再開いたします。

次に、公園緑地課関係議案の審査を行います。

議第1号令和5年度別府市一般会計補正予算（第12号）公園緑地課関係部分について、当局から説明願います。

○橋本公園緑地課長

議第1号令和5年度別府市一般会計補正予算（第12号）関係部分について御説明いたします。

予算書の5ページ、第2表の1、繰越明許費補正、公園費、緑地環境整備事業で129万6,000円、都市公園整備事業で5,906万円、公園施設長寿命化事業で2,301万2,000円を翌年度へ繰越明許費として計上させていただいております。

緑地環境整備事業につきましては、JRに隣接した市有地の植栽管理においてJRとの協議に日数を要しており、年度末の工期に間に合わない可能性があることが繰越理由となります。

都市公園整備事業と公園施設長寿命化事業に関しましては、国の指導による発注の平準化により繰越しをさせていただくものであります。

以上、公園緑地課関係部分の議案につきまして御説明いたしました。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○穴井委員長

以上で、当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言をお願いします。

○美馬委員

今回の議案に関連するのではないかと思うんですけども、公園の中で、喫煙所について何回かこの前もお話をしたんですけども、別府公園の玄関と言うべき一番前のところに喫煙所があります。今回言って少し移動はしたんですけども、喫煙所に関して、きちっと煙を吸い込むような建物、囲ったような形で整備していただくというようなことは、予算の中にはどうなんでしょうか。

○橋本公園緑地課長

今の段階で、そのための予算というのは入っていないんですけども、今別府公園に関しましては喫煙所を1か所設けていまして、今まではちょっとプランターで、丈の低い花で囲ってたんですけど、今ちょっと丈の高い木に植え替えて、それでちょっと使用状況等を見た中でまた今後考えていきたいというふうに考えております。

○美馬委員

一般の方々が、公園には子どもたちも連れていきますし、土日は結構にぎわってますよね。

そんな中で、火事にはなっていませんが、かなりもくもくと煙が上がっていて、外から見ても、道路から見ても、公園の中で何であんなにたばこというふうな形でクエスチョンマークを問いかけていまして、できれば喫煙者の方には申し訳ないんですけども、きちんとした形で予算立てしていただければ、別府市のイメージは上がっていくのではないかなと思うんですが、そこら辺はどのように考えていらっしゃいますか。

○橋本公園緑地課長

今の状況をちょっと見て、また皆さんのそういう意見も踏まえて、今後はちょっと喫煙所としてきちんとした形でやっていくかどうかというのは、また検討していきたいというふうに思っております。

○穴井委員長

よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と発言する者あり。)

別に質疑もないようでありますので、これより採決を行います。

議第1号令和5年度別府市一般会計補正予算(第12号)公園緑地課関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

御異議なしと認めます。

よって、議第1号公園緑地課関係部分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、公園緑地課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

休憩：10時53分

再開：10時53分

○穴井委員長

では、再開いたします。

次に、施設整備課関係議案の審査を行います。

議第30号別府市営店舗の設置及び管理に関する条例の一部改正について、当局から説明願います。

○登根施設整備課長

それでは、議第30号別府市営店舗の設置及び管理に関する条例の一部改正について、御説明させていただきます。

議案の52ページをお願いいたします。

市営松原住宅の1階に併設された市営松原店舗に消防分団格納庫を移設することに伴い、条例を改正しようとするものです。

市営松原店舗の面積717平米のうち、未貸付分の334平米を用途廃止し、第3分団格納庫として利用することとなります。

以上が、条例改正の内容となります。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○穴井委員長

以上で、当局の説明は終わりました。
質疑のある方は御発言をお願いします。

○美馬委員

ちょっとこういう形で平米ごとということなんですけれども、これに関しては何かメリットというか、どうしてそういうふうになったんですか。今説明をちょっと聞いてよく理解できてないんですけど、もう少し説明していただけますか。

○登根施設整備課長

お答えいたします。

まず、今までの条例の記載といたしまして、全部の面積に対しての金額が書いておられて、それに伴いまして、当該区画の面積に応じて案分して家賃を決定するというようになっておりましたけれども、今回それを整備いたしまして、また平米単価にすることによって、借りる人が少しでも借りやすくなるというメリットもあるかと思えます。

○穴井委員長

よろしいですか。

ほかに質疑ありませんでしょうか。

(「なし」と発言する者あり。)

別に質疑もないようでありますので、これより採決を行います。

議第30号別府市営店舗の設置及び管理に関する条例の一部改正について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

御異議なしと認めます。

よって、議第30号については原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、施設整備課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

休憩：10時56分

再開：10時58分

○穴井委員長

では、再開いたします。

次に、上下水道局関係議案の審査を行います。

議第5号令和5年度別府市水道事業会計補正予算(第1号)、議第6号令和5年度別府市公共下水道事業会計補正予算(第1号)、議第32号別府市下水道条例の一部改正について、議第33号訴えの提起について、及び議第34号訴えの提起についての以上5件について、当局から一括して説明願います。

○松屋上下水道局長

それでは、本議会に提出しております議案の概要につきまして御説明申し上げます。

上下水道局といたしましては、総務課より議第5号令和5年度別府市水道事業会計補正予算(第1号)及び議第6号令和5年度別府市公共下水道事業会計補正予算(第1号)の2議

案を予算議案として提出させていただいております。

予算議案以外では、下水道課より議第32号別府市下水道条例の一部改正について、総務課より議第33号、議第34号訴えの提起について提出させていただいております。何とぞ最後まで十分御審議されるよう、よろしく願い申し上げます。

それでは、議案の詳細につきましては総務課長より御説明いたします。

○田原上下水道局総務課長

それではまず、議第5号につきまして御説明いたします。

水道事業会計補正予算第1号、1ページを御覧ください。

第2条の業務の予定量につきまして、当該事業年度の業務活動の基本、基本的目標として予定量を定めたものでございます。年間総配水量5万4,874立方メートル増の合計1,528万754立方メートルと見込んでおります。

また、1日平均配水量150立方メートル増の4万1,751立方メートルと見込んでおります。

第3条の収益的収入及び支出につきまして、これは1年間の営業成績を示すものでございます。

まず、収入につきましては、3,974万3,000円の増額を計上し、合計25億5,998万7,000円と見込んでおります。

2ページを御覧ください。

次の支出につきましては、851万8,000円の増額を計上し、合計24億618万3,000円と見込んでおります。

収入の主な補正内容につきまして御説明いたします。

恐れ入ります、7ページを御覧ください。

収入におきまして、給水収益を3,455万4,000円増額計上しております。

続いて、8ページを御覧ください。

支出の主な補正内容について御説明いたします。支出におきましては、営業費用の減価償却費を2,705万5,000円増額計上しております。その結果、当年度純利益は、10ページになりますが、キャッシュフロー計算書の1、業務活動によるキャッシュフローの最上段に記載しております7,086万7,000円と見込んでおります。

恐れ入ります、2ページにお戻りください。

第4条の資本的収入及び支出につきまして、収入を400万円増額計上し、合計2億600万3,000円と見込んでおります。

3ページを御覧ください。

支出につきまして、2,780万5,000円の減額を計上し、合計15億1,616万2,000円と見込んでおります。

補正の主な内容につきまして御説明いたします。

恐れ入りますが、9ページをお開きください。

収入におきまして、工事負担金を400万円減額計上しています。また、支出におきましては、施設拡張改良費を6,373万円減額計上しております。その結果、13億1,015万9,000円の財源不足が生じますが、過年度分損益勘定留保資金などで補填する予定としております。

次に、議第6号令和5年度別府市公共下水道事業会計補正予算（第1号）の御説明をいたします。

公共下水道事業会計補正予算第1号の1ページを御覧ください。

第2条の業務の予定量につきまして、年間汚水処理水量34万3,559立方メートル増の合計1,444万5,500立方メートルと見込んでおります。

また、1日平均処理水量941立方メートル増の合計3万9,576立方メートルと見込んでおります。

第3条の収益的収入及び支出につきまして、収入は4,476万7,000円の増額を計上し、合計20億338万8,000円と見込んでおります。

2ページを御覧ください。

支出につきましては836万1,000円の増額を計上し、合計20億5,584万7,000円と見込んでおります。

補正の主な内容につきまして御説明いたします。

恐れ入りますが、7ページをお開きください。

収入におきまして、長期前受金戻入を3,071万7,000円増額計上しております。

8ページを御覧ください。

支出におきまして、営業費用の減価償却費を1,506万6,000円増額計上しております。その結果、当年度純損失は10ページになりますが、キャッシュフロー計算書の1、業務活動によるキャッシュフローの最上段に記載しております9,459万5,000円と見込んでおります。

恐れ入りますが、2ページを御覧ください。

第4条の資本的収入及び支出につきまして、収入を2,146万円減額計上し、合計17億2,567万6,000円と見込んでおります。

3ページを御覧ください。

支出につきまして、1億595万円の減額を計上し、合計19億7,451万8,000円と見込んでおります。

補正の主な内容につきまして御説明いたします。

恐れ入りますが、9ページを御覧ください。

収入におきまして、国庫補助金を7,092万5,000円減額計上しております。

また、支出におきましては、処理場整備事業費を1億595万円減額計上しております。その結果、2億4,884万2,000円の財源不足が生じますが、過年度分損益勘定留保資金などで補填する予定としております。

恐れ入ります、3ページにお戻りください。

第5条の企業債につきまして、工事計画の見直しに伴い、起債の限度額を2,710万円減の6億220万円に改めるものでございます。

以上が、水道事業会計及び公共下水道事業会計に係る補正予算の内容でございます。

続きまして、事件議案の御説明をいたします。

まず、議第32号別府市下水道条例の一部改正について御説明いたします。

議案書の55ページを御覧ください。

これは令和6年4月1日から下水道法施行令の一部が改正され、特定事業から公共下水道に排出される六価クロム化合物の排出基準が強化されることに伴い、条例を改正しようとするものであります。

次に、議第33号訴えの提起について御説明いたします。

議案書の56ページを御覧ください。

これは、別府市水道局に在職中、自己の職務に関し、賄賂を收受し、禁錮以上の刑に処せられた退職者に対し、退職手当の返納を請求する訴えを提起しようとするものでございます。

事件の概要としましては、退職者である別府市水道局の元職員に対し、令和5年8月31日付で退職手当の返納を命じ、退職手当の返納について督促等を行っているにもかかわらず、当該退職者がこれに応じないため、大分地方裁判所に提訴しようとするものでございます。

次に、議第34号訴えの提起についてを御説明いたします。

議案書の58ページを御覧ください。

これは、別府市水道局に在職中、自己の職務に関し賄賂を収受し、禁錮以上の刑に処せられた退職者に対する退職手当返納命令に係る債権を保全するため、民法第424条の詐害行為取消権に基づき、被告に対し、贈与契約の取消し及び持分移転登記の抹消請求の訴えを提起しようとするものでございます。

事件の概要としましては、別府市が別府市職員の退職手当に関する条例第15条第1項の規定により、退職者に対し、令和5年8月31日付で退職手当の返納を命じ、退職手当の返納について督促等を行っているにもかかわらず、当該退職者はこれに応じていないところ、被告は当該退職者が所有していた不動産である土地の所有権の一部、2分の1及び建物所有権の一部、2分の1を贈与され、持分移転登記を受けた結果、別府市の債権保全上支障を来すことになったことから、詐害行為取消権に基づき、贈与契約の取消し及び持分移転登記の抹消を求めるため、大分地方裁判所に提訴しようとするものでございます。

以上で、議第5号別府市水道事業会計補正予算(第1号)、議第6号別府市公共下水道事業会計補正予算(第1号)、議第32号別府市下水道条例の一部改正について、議第33号訴えの提起について及び議第34号訴えの提起についての御説明を終わります。御審議のほど、何とぞよろしくお願いいたします。

○穴井委員長

以上で、当局の説明は終わりました。

では、議案が5件ございますので、それぞれについて質疑がありましたら行いたいと思います。

初めに、議第5号につきまして、質疑のある方は御発言を願います。

(「なし」と発言する者あり。)

では、議第5号は質疑なしと認めます。

続きまして、議第6号につきまして、質問がある方はお願いいたします。

(「なし」と発言する者あり。)

議第6号につきましては、質問なしと認めます。

続きまして、議第32号につきまして、質問のある方はお願いいたします。

(「なし」と発言する者あり。)

議第32号につきましても、質問なしと認めます。

続きまして、議第33号につきまして質疑はありませんでしょうか。

○加藤委員

訴えに至った経緯で、督促を続けたが最終的にこれに応じてもらえなかったということで、この判断はどういう組織で、決まり事で決めたのかと。その督促の状況です。ただ単に文書のやり取りなのか、本人または代理人との協議、または例えば額も大きいですから、これについて支払い方等まで含めてのやり取りまで至ったのか、そこら辺についてちょっと教えてください。

○田原上下水道局総務課長

お答えいたします。

昨年8月31日付で返納処分命令書というのをこちらのほうから発送して、その後督促等を行っております。その中で、まず本人からの納入という形のもの、まず確認されない状態の中で、まず一つは、本人から審査請求という形で、要は本人がこの処分に対して不服があ

るという形の審査請求が行われていることから、まず一つ、本人はこの時点で納める気がないのかなという判断が入っております。

そして、その後になりますけども、本人とは2回ほど実際面談という形で話をしております。その中で、現実的な返納できるというふうに判断できるような形の分納の話というのはされておりません。結果としてこういう形で、今回訴訟の提起という形の議案を上げさせていただいております。

○加藤委員

その判断は、上下水道局の局長がするわけじゃないですよね。やっぱり合議の下にやったという、そこら辺をちょっとお聞きしたい。どこで決めたの、提訴するというのを。

○田原上下水道局総務課長

お答えします。

最終的には、当然上下水道局長をはじめ市の総務課、そして市長、副市長等で合議をした結果としてそういう判断に至っております。

○加藤委員

合議ですね。

当人との協議の中での、分納も含めた話というのは、こちら市上下水道局から持ちかけたのか、それとも当事者のほうからの話があったのか。あえて言えば、もう一方的に向こうだけなのか、それとも、上下水道局としてはこういう提案ではどうですかという提案をしたのかどうかについても教えてください。

○田原上下水道局総務課長

お答えします。

その件につきましては、元課長のほうから、一方的、分納するんであればこれぐらいの金額しかできないという形で提案を、話をされております。それを含めてちょっと現実的に、全額返納できる計画ではないというふうな判断の結果として、今回こういう形になっております。

○加藤委員

これ以上の話合いでは進まないという判断した。今元課長と言ったけど、そこら辺確認、間違いないですね。元課長ですね。参事のときじゃないじゃないですね。

○田原上下水道局総務課長

最終的に退職したときに課長なので、元課長という言い方をしております。

○加藤委員

ああ、そういう言い方ですね。分かりました。

○穴井委員長

よろしいですか。

ほかに質疑はありませんでしょうか。

(「なし」と発言する者あり。)

では、ほかに質疑のないようでございますので、議第 33 号につきましては審議を終わります。

続きまして、議第34号訴えの提起につきまして、質疑はありませんでしょうか。

○森委員

34号のことですけれども、詐害行為というちょっと聞き慣れない議案ですけれども、このような経緯に至ったというのは大変残念なことだと思っております。

そういった詐害行為に対して、訴えを起こしているということは、先方がそういった財産を意図的に移したりとか、処分したりとか、そういったことが認められたということだと思っておりますけれども、それは別府市として、いつぐらいに把握されましたか。

○田原上下水道局総務課長

お答えいたします。

認められたという表現ではないです、こちらが認識したという時期になりますけれども、昨年4月の初めになります。退職手当審査会を開催するに当たり、資料を集めている中で、全部事項証明取得した中で、この行為はその詐害行為に該当するのではないかというふうに認識したという事実があります。

○森委員

その行為というのは、ここの議案にも上がっていますが、例えば土地とか建物、そういったもの、それ以外の例えば預貯金とかそういったことについてはどのように把握されてますか。

○田原上下水道局総務課長

お答えします。

先ほど申し上げましたとおり、今度退職手当審査会の中ではなりますが、資産の状況等をやっぱり確認するところがありまして、その結果として頂いた資料の中からの判断としては、今回債権を回収するに当たって適当であるというふうなものがその土地と建物というふうな判断に至っています。

○森委員

今回の訴えについては土地と建物、そのほかの財産に当たるだろうと思われるものに対しては、対象ではないということですか。

○田原上下水道局総務課長

お答えします。

今回の訴えの対象としましては、土地と建物になっております。

○森委員

この訴えに係る経費、裁判をするに当たる経費というのはどれぐらいを見込んでますか。

○田原上下水道局総務課長

お答えします。

そこにつきましては、まだちょっと具体的に話をまだ進めておりませんので、これからという形になっております。

○森委員

その経費につきましても、それは当然、その結果にもよると思いますが、先方にその経費については請求をするのか、それとも別府市が負担するのか、どちらですか。

○田原上下水道局総務課長

お答えします。

例えばでございますけども、こちらが勝訴した場合であれば、裁判費用等につきましては、被告に対して被告が支払うという形にはなっておりますが、特に弁護士に対して委託するとかいう形のものにつきましては、現在別府市側が負担することになるかなというふうには考えております。

○森委員

経費の見込みについては、どれぐらいかかるというのは分かりますか。

○田原上下水道局総務課長

お答えします。

そちらについて具体的な話は、まだ全然今からする段階でありますので、ちょっと全然見込みというのはありませんが、通常であれば、対象とする金額の10%とか5%とかいうのが一般的な金額であろうというふうには理解しております。

○森委員

最後にいいですか。こういった訴えについては、本来、先方の方がその命令に従って支払わなければいけないことに対して支払わないので、その訴えを別府市はしてるということで理解してますので、訴えに係る費用というのは別府市が負担というよりも先方にさせていただくというのが筋じゃないかなということで、意見を申し上げておきます。

○加藤委員

訴えの提起の案の中の、別府市の債権保全料ということなんですけど、これ自体債権という判断でいいんですかね。

○田原上下水道局総務課長

お答えいたします。

昨年8月31日付で、退職手当の返納命令処分というのは発生しております。この時点で、債権というのが発生したというふうと考えております。

○加藤委員

一方的にこちらが考えてるというだけなんですかね。法的な意味での債権なのかどうか、ちょっと僕も法律用語が分からないので。

○田原上下水道局総務課長

お答えいたします。

この債権につきましては、位置づけとしましては法的にはなりますけども、強制徴収ができない法的公債権という位置づけになります。

○加藤委員

もう一回、ちょっと丁寧に説明してくれますか。今ちょっとはつきり分からない。もっと詳しく。

○田原上下水道局総務課長

御説明させていただきます。

こちら今回、退職手当の返納命令というものは、退職手当条例に基づいて相手に対して請求しております。この時点で、まず位置づけとしましては公債権というふうな位置づけになります。そしてこの公債権の中で、特に法律で定められているものについては強制徴収ができますけども、この退職手当の返納というものは条例に基づいてやっているために、特に法令、法律等で強制徴収とか定められておりませんので、位置づけとしては公債権であるけども、強制徴収はできないものであるというふうな位置づけになります。

○加藤委員

こればかり、裁判の状況を見ないと分かりませんので、気持ちは分かりますが実際にうまくいくかどうかちょっと不安なところがあります。

意見で結構です。

○穴井委員長

ほかに質疑ありませんでしょうか。

(「なし」と発言する者あり。)

ほかに質疑もないようでありますので、これより採決を行います。

初めに、議第5号令和5年度別府市水道事業会計補正予算(第1号)について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

御異議なしと認めます。

よって、議第5号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第6号令和5年度別府市公共下水道事業会計補正予算(第1号)について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

御異議なしと認めます。

よって、議第6号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第32号別府市下水道条例の一部改正について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

御異議なしと認めます。

よって、議第32号については原案のとおり可決することに決定いたします。

次に、議第33号訴えの提起について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

御異議なしと認めます。

よって、議第33号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第34号訴えの提起について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

御異議なしと認めます。

よって、議第34号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上をもちまして、当委員会に付託を受けました議案の審査は全て終了いたしました。

なお、委員長報告及び会議録の作成につきましては、委員長に一任していただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

御異議なしと認めます。

よって、委員長報告及び会議録の作成につきましては、委員長に一任していただきます。

これもちまして、観光建設水道委員会を終了いたします。

○閉議：11時23分